

労働基準部における重点施策

1 ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり 〈課題〉

北海道における新型コロナウイルス感染症は、依然として医療機関や社会福祉施設等の職場を中心に広がりをみせており、未だ収束する傾向を示していない。

このような状況の下において、労働者が安全で健康に働くことができるよう、職場における基本的な感染防止対策を徹底することや業務により感染した者に対する迅速な補償を行うことが重要となっている。

また、労働基準行政においては従前から重要な課題として、最低労働基準の順守徹底はもとより、働き方改革や安全衛生対策の推進、最低賃金の引上げ、迅速適正な労災保険給付への取組等の各施策に取り組んできたところである。

これらの施策については、ウィズコロナ時代であってもその重要性に変わりはなく、引き続き、世の中の要請や期待に応えつつ積極的な施策展開を図っていくことが重要である。

働き方改革については、中小企業事業主に対する時間外労働上限規制が昨年4月に施行されたことを踏まえ、中小企業・小規模事業者等が生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた具体的な取組を行い、働き方改革を実現することができるよう、中小企業・小規模事業者等に寄り添った相談・支援を推進することが必要である。これらに加えて新型コロナウイルス感染症への対応を契機として広がりつつあるテレワーク等の新たな働き方に対応した適切な労務管理の導入に向けた支援を図っていく必要がある。

安全衛生対策については、第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）の4年目となる令和3年度は、目標達成に向けて労働災害防止団体、関係機関、関係団体等とも連携しつつ、死亡災害防止対策重点業種の建設業、製造業、林業を中心に安全面からの労働災害防止対策を積極的に推進する必要がある。死傷災害防止についても道内の災害発生状況や産業構造を踏まえた重点的な取組を行うことも重要である。

これらに加えて、労働者の健康確保や労働衛生水準の向上の観点から、産業保健機能の強化の徹底を図るほか、メンタルヘルス対策、疾病の治療と仕事の両立支援の推進、石綿や特定化学物質などの各種有害物へのばく露防止対策を推進していくことも重要である。

労災補償については、脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患事案の労災請求件数は、高水準で推移している中で、新型コロナウイルス感染症に係る労災補償への迅速な対応を求められている。そのため、引き続き、組織的対応の推進及び事務処理能力の向上を図り、迅速かつ公正な事務処理を実現できる

ようになるとともに、労災保険給付の請求を始めとする労災保険制度の周知を図る必要がある。

〈取組〉

(1) 職場における新型コロナウイルス感染防止対策等の推進

① 新型コロナウイルス感染防止対策の推進

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が幅広く活用されるよう、監督指導等の際にチェックリストの活用を働きかけるほか、各種団体等に対して広くその活用を要請するとともに、あらゆる機会を通じて広く周知徹底を図る。

② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施

新型コロナウイルス感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収集及び関係部局間での情報共有に努め、関係部局と連携を図り、適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施する。その際、雇用調整助成金等の支援策の周知、活用勧奨等を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による企業活動の縮小等に伴う相談がなされた場合には、「新型コロナウイルスに関するQ & A」や各種支援策のパンフレット等を活用し、適切に対応する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、不正受給防止に留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用する。

③ 新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償の実施

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い（令和2年4月28日基補発0428第1号）」に基づき迅速かつ的確な調査及び決定を行う。

労働者等から相談があった場合には懇切丁寧に対応するとともに、集団感染が発生した事業場が確認された場合等においては、必要に応じ、事業場などに対し労働者への請求勧奨の実施について積極的に依頼を行い労災請求が確実に行われるよう努める。

(2) 働き方改革における長時間労働の抑制及び中小企業や適用猶予事業・業務を中心とした改正労働基準法等の周知や新たな働き方に対応した適正な労務管理の導入支援

① 長時間労働の抑制

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施するとともに、過労死等防止対策の趣旨や過労死等防止啓発月間（11月）、過重労働解消キャンペーン（11月）における取組内容を周知する。

また、あらゆる機会を通じて中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するために働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口を紹介し、事業主からの求めに応じて専門家を派遣する出張相談等の利用を促進する。

監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち、「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、平成31年4月1日から順次施行された改正労働基準法等の周知や職場における感染防止対策の導入支援、テレワークや副業・兼業などの新たな働き方に対応した適正な労務管理等の周知等についてきめ細かな相談・支援を行う。

② 自動車運転者、建設業における勤務環境の改善

ア 自動車運転者

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき、自動車運転者を使用する事業場に対し、監督指導等により法令遵守の徹底を図るとともに、労働局及び監督署に配置された専門家による指導及び助言並びに業界団体未加入の事業場への労働関係法令の周知等を行う。

また、北海道運輸局と連携を図り、「労働条件改善のための指導監督の強化等及び合同監督・監査に係る連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）の開催を通じて情報・意見交換を行うほか、事案の内容に応じて合同監督・監査を実施するとともに、通報制度を適切に運用する。

さらに、北海道運輸局及び北海道トラック協会と連携して「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」を開催し、トラック運転者の長時間労働の是正等の労働条件改善に取り組む。

イ 建設業

基本的労働条件の枠組及びその管理体制を確立・定着させるため、監督指導等により法令遵守の徹底を図るとともに、令和元年度に立ち上げた関係機関をメンバーとする「北海道建設業関係労働時間削減協議会」を通じて、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援

を行う。

③ 長時間労働につながる取引環境の見直し

働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のため、監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）等の違反が疑われる場合には、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に確実に通報する。

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

① 労働災害防止対策の推進

ア 13 次防における重点業種対策の取組

(ア) 建設業

建設工事着工期及び建設工事追い込み期における取組を重点として、死亡災害の 3 割を占める墜落・転落災害防止対策を重点に、中小規模建築工事を中心として、足場及び脚立等からの墜落・転落災害防止措置の徹底、フルハーネス型墜落制止用器具の普及促進を図る。

また、建設機械・クレーン等災害防止、崩壊・倒壊災害防止の徹底を図る。

(イ) 製造業

死亡災害の多くを占める機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止を重点に、機械等の本質安全化及び一人作業並びに非定常作業における機械災害の防止対策について食料品製造業を中心とした指導を行う。

(ウ) 林業

チェーンソーによる伐木等作業及びかかり木の処理の安全管理の徹底について関係事業者に対して指導を行う。

また、関係事業者に改正労働安全衛生規則及びガイドラインに基づく対策の周知を図るほか、関係機関及び労働災害防止団体等と連携したパトロールを実施する。

イ 労働災害が増加傾向又は減少が見られない業種に対する労働災害防止対策

(ア) 陸上貨物運送事業

5大災害(①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故)を防止するため、労働災害防止団体等と連携し、関係事業場に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を図るとともに、災害発生事業場その他安全衛生水準の向上が必要と認められる事業場に対する指導を行い、労働災害防止対策の徹底を図る。

(イ) 第三次産業

小売業及び飲食店、社会福祉施設を対象に本社・本部における「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の自主的な取組を促進し、全店舗・施設における安全衛生水準の向上を図る。

また、ビルメンテナンス業及び警備業については、関係団体と連携を図り研修会やパトロールを実施する。

(ウ) 農業及び畜産・水産業

関係団体との連携を図り、業種全体の安全衛生に関する機運の醸成を図るほか、災害発生事業場等に対する指導により、安全衛生水準の向上を図る。

ウ 業種横断的な労働災害防止対策

(ア) 転倒災害防止対策

労働災害の約3割を占める転倒災害防止を図るため、「STOP転倒災害プロジェクト」を関係団体等と協力して展開する。

(イ) 冬季特有の要因による労働災害防止対策

例年12月から3月に多発する積雪寒冷による転倒、交通事故、除雪作業での墜落・転落及び一酸化炭素中毒を防止するため、「北海道冬季ゼロ災運動」を展開する。

(ウ) 高年齢者の特性に配慮した安全衛生対策

労働災害が増加傾向にある高年齢労働者の労働災害を防止するため、「高年齢労働者の労働災害防止のためのガイドライン」の周知及び中小企業による労働災害防止に向けた取組を支援するための補助金等の周知を図る。

② 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

産業保健活動については、改正労働安全衛生法の内容、労働時間の状況

の把握や面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等の遵守を図る。

メンタルヘルス対策の推進については、労働者数 50 人以上及び特定 9 業種（製造業、建設業、運輸交通業、社会福祉施設、医療保健業、卸売業、小売業、通信業、情報処理サービス業）の 30 人以上 50 人未満の事業場についてストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策の取組を促進する。

③ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策の徹底

化学物質を取り扱う事業場、石綿を使用した建築物の解体作業、トンネルの粉じん対策等について、関係法令に基づく措置の遵守徹底を図る。

④ 治療と仕事の両立支援

労働者の治療と仕事の両立を図るため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を周知し、地域の関係者と連携して両立支援の取組の促進を図る。

また、がん患者等に対する就労支援については、ハローワークの就職支援ナビゲーターとがん診療連携拠点病院等が連携して実施する相談支援体制の拡充を図る。※3（就労支援については職業安定部において実施）

（4）労働条件の確保・改善対策

① 法定労働条件の確保等

管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させるため、必要な監督指導を実施するほか、重大・悪質な事案については、司法処分を含めて厳正に対処する。

同種事案の発生を防止するため、司法処分事案や監督指導結果等を積極的に公表する。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において同ガイドラインに基づいて労働時間管理が行われているか確認し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導する。

企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、不正受給防止に留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用する。

② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

ア 技能実習生を含めた外国人労働者の法定労働条件の履行確保対策

技能実習生を含めた外国人労働者の適正な労働条件及び安全衛生の確保について、監督指導等により、労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、関係機関との相互通報制度の確実な運用を図る。

特に、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対しては、出入国在留管理機構及び外国人技能実習機構との合同監督・調査を実施するとともに、技能実習生に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。

また、技能実習法に基づく北海道地区地域協議会の開催等外国人技能実習機構及び出入国在留管理機関等関係機関と連携し、外国人技能実習制度の適正な運用に取り組む。

イ 自動車運転者【再掲】

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づき、対象事業場に対し、監督指導等により法令遵守の徹底を図るとともに、労働局及び監督署に配置された専門家による指導及び助言並びに業界団体未加入の事業場への労働関係法令の周知等を行う。

また、北海道運輸局と連携を図り、連絡会議の開催を通じて情報・意見交換を行うほか、事案の内容に応じて合同監督・監査を実施するとともに、通報制度を適切に運用する。

さらに、北海道運輸局及び北海道トラック協会と連携して「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」を開催し、トラック運転者の長時間労働抑制等の労働条件改善に取り組む。

ウ 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、関係機関との連携を深め、積極的な情報の共有を行うとともに、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図る。

③ 「労災かくし」の排除に係る対策の推進

「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、引き続き、労災補償担当部署と監督・安全衛生担当部署間で連携を図りつつ、事案の把握及び調査を行い、「労災かくし」が明らかになつた場合には、司法処分を含め厳正に対処する。

④ 各種権限の公正かつ斉一的な行使及び丁寧な指導

地方労働基準監察監督官制度の的確な運用等により、行政指導の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、監督権限を始めとする各種権限の公正かつ齊一的な行使を確保する。

また、監督指導において法違反が認められた場合には、事業主にその内容や是正の必要性を分かりやすく説明することにより、事業主による自主的な改善を促すとともに、きめ細かな情報提供や具体的な是正・改善に向けた取組方法をアドバイスするなど、丁寧かつ具体的に対応する。特に、中小企業の事業場への監督指導に当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態その他の事情を十分に聴いた上で、その事情を踏まえて丁寧に対応する。

⑤ 社会保険労務士制度の適切な運営

社会保険労務士の不正事案を把握した場合には、懲戒処分の適正かつ厳格な実施のため、関係者に対し事実関係の聴取を確実に実施すること等により適切な調査を実施する。

(5) 迅速かつ公正な労災保険の給付

脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患を含む業務上疾病事案は、的確な進行管理により、標準処理期間内に決定するよう努める。

請求件数が増加している中においても、年度末における標準処理期間を超える長期未決事案の件数を、他律的な要因がないものについて対前年比以下とするよう努める。

2 最低賃金制度の適切な運営等【一部再掲】

〈課題〉

最低賃金については、最低賃金の引上げに係る北海道地方最低賃金審議会の円滑な運営に努めるとともに、賃上げが可能な環境整備に資するよう、中小企業・小規模事業者に対する必要な支援を行うほか、最低賃金の周知・徹底及び履行確保を図る必要がある。

〈取組〉

道内経済動向や地域の実情（新型コロナウイルス感染症による影響を含む。）等を踏まえつつ、北海道地方最低賃金審議会の円滑な運営に努める。

また、改定された場合の最低賃金額については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て周知・徹底するとともに、広く道民に周知するため、地方公共団体等の広報誌を通じた効果的な周知広報に努める。

さらに、履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施して、最低賃金の履行確保を図る。

加えて、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、業務改善助成金のコースの新設・拡充、働き方改革推進支援センターの活用促進により、中小企業・小規模事業者の賃金引上げを支援する。